ジュニア籠毛スポーツクラブ規約

《名称》

第１条　本会はジュニア籠毛スポーツクラブ(通称 J'ROUBI)と称し、事務局を事務局担当者宅におく。

《趣旨・目的》

第２条　本会は青少年の心身の健全な育成、他団体との交流を通しての相互理解、及び親睦を深めることを目的とする。

《活動》

第３条　本会は次の活動を行う。

（１）各種スポーツ活動　（２）バスケットボール大会出場　（３）レクリェーション活動

（４）他団体との交流活動　（５）ボランティア活動　（６）クラブ員の親睦

（７）その他必要と思われる活動

《構成》

第４条　本会はクラブ員、指導者及び保護者代表をもって構成する。

クラブ員は、小学生から中学生までとする。

《有効期限》

第５条　本会のクラブ員は、申し込みを受けた日からその年度末日までとし、毎年更新することができる。

《登録》

第６条　本会のクラブ員、指導員は、米沢市スポーツ少年団・山形県スポーツ少年団・日本スポーツ少年団に加入する。また、スポーツ安全保険へも加入する。

《役員》

第７条　本会には、次の役員を置く。

会　長　１　名　　副 会 長　２　名（保護者代表１名）

事務局　１　名　　事務局員　若干名（保護者会会計含む）

監　督　３　名（総監督、男子監督、女子監督）　指導者　若干名

《役員の任務》

第８条　会長は、本会を代表し、クラブ全体を統轄する。

副会長は、会長を補佐し会長支障あるときは、その職務を代行する。

事務局は、本会の行事等の企画、運営及び指導計画の原案を作成する。

指導者は、事務局と指導計画を作成し、クラブ員の指導にあたる。

《役員の選出、任期》

第９条　会長、副会長は役員会で選出する。

事務局は会長が委嘱し、役員会の承認を得る。

監督、指導者は、役員会で決定し、会長が委嘱する。

役員の任期は１年とし、再任は妨げない。

《役員会》

第 10 条 随時、クラブの運営上必要な時に会長が召集し行う。

《会計、会費》

第 11 条 本会はクラブ員の入会金、年会費、寄付、補助金、その他の収入により運営する。

入会金　　５.０００円　（初回入会時）

年会費　　１０.０００円　（前,後期にて分納とする）

継続会員は、３月、９月に納入する。

会計年度は、１月１日より、１２月３１日までとする。 *2008 年 1 月 20 日改正

会計は、J`ROUBI 保護者会が担当者を置き、一括して統轄する。

《附則》

本会は、平成１０年５月１０日より施行する。

平成１６年１２月１７日より改正。

平成２０年　１月２０日より規約改正 (第１１条 会計年度)